

処理場施設の施工管理の実務(土木・建築・機械設備・電気設備)

研修修了者の特典に関するQ&A

＜受講特典＞

- ①研修修了者は「日本下水道事業団の参加資格申請書の技術者経歴書」に本研修を修了した旨を明記することが可能となります。
- ②工事施工年度もしくは契約年度前 1 年以内に、本研修を受講した者が現場代理人又は監理技術者として選任され、所定の要件を満足した場合、工事成績評定点の加点要素(以下、「加点要素」という。)となります。

Q1

加点対象となる「現場代理人又は監理技術者」の選任とは、現場施工期間の技術者を指すのでしょうか。

A1

- ・ 研修を受講された方が、現場施工期間に現場代理人、主任（監理）技術者又は工事担当技術者^{注1)}（以下、「技術者」という。）として配置された場合に加点要素の対象となります。
- ・ 加点要素の対象となる研修は、入札公告「3.6」に記載された工種に該当する研修に限ります。

※1 工事担当技術者とは、当該工事の工事内容に応じて配置を求める土木工事担当技術者、建築工事担当技術者になります。当該工事で工事担当技術者の配置を求めている場合に限り、現場施工期間の技術者として加点要素の対象となります。

表 技術者毎と加点要素となる施工管理の実務研修

入札公告「3.6」に記載された工種毎 の加点要素の対象となる技術者	施工管理の実務研修			
	土木	建築	機械設備	電気設備
1.土木工事				
1)現場代理人又は主任（監理）技術者	○	—	—	—
2.土木・建築工事				
1)現場代理人又は主任（監理）技術者	○	—	—	—
2)建築工事担当技術者	—	○	—	—
2.建築工事				
1)現場代理人又は主任（監理）技術者	—	○	—	—
3.建築・土木工事				
1)現場代理人又は主任（監理）技術者	—	○	—	—
2)土木工事担当技術者	○	—	—	—
4.機械設備工事				
1)現場代理人又は主任（監理）技術者	—	—	○	—
4.電気設備工事				
1)現場代理人又は主任（監理）技術者	—	—	—	○

備考

- 1)各工事の技術者は、「○」が付いた施工管理の実務研修が加点要素の対象となります。
- 2)工事担当技術者は、担当工種の現場施工期間に、担当する工種に関する研修・訓練等を適切に実施した場合に加点要素の対象となります。

Q2

「工事施工年度もしくは契約年度前 1 年以内」の受講とは、対象工事契約後に本研修を受講した場合も含まれますか。

A2

- ・対象工事契約後に本研修を受講した場合も、加点要素の対象となります。

表 研修の受講期間と加点要素の対象となる工事（例）

対象工事		n-1年度	n年度	n+1年度
例①	プラント設備工事その1		機器設計・製作期間	現場施工期間
例②	土木・建築工事その1		現場施工期間	

：加点対象となる研修受講期間

備考

- 1) n-1 年度、n 年度、n + 1 年度に受講した研修が加点要素の対象となります。

Q3

この特典の対象にできるのは1工事だけなのでしょうか。

A3

- ・ 所定の要件を満足した工事が複数ある場合、所定の要件を満足した全ての工事が加点要素の対象となります。

Q4

「所定の要件を満足した場合」とは、どのような要件なのでしょうか。

A4

- ・ 研修を受講した技術者の方が、定期安全研修・訓練等で研修内容を反映させた資料で作業員全員参加による研修・訓練等を適切に実施したことが確認できた場合となります。
- ・ 加点要素の対象を希望される場合には、完成検査までに以下の資料をJ S主任監督員に提出するようにしてください。
 - 研修受講証明書の写し
 - 受講者本人が当該現場で実施した講習会等の写真
 - 講習会で使用した資料等

Q5

「工事成績評定点の加点」とは、何点加点されるのでしょうか。

A5

- ・ 主任監督員が所定の要件を満たしていることが確認できた場合、技術者毎に「項目別評価点（別表1）」の「創意工夫」で1点の加点を行います。

Q6

実際に加点されたことの確認はどのようにすればよいのでしょうか。

A6

- ・ 工事完成検査後、工事成績評定通知書と合わせて通知される「項目別評価点（別表1）」の「創意工夫」について加点結果をご確認下さい。

JS 品質確保研修(土木・建築・機械設備・電気設備)

研修修了者の特典に関するQ & A

<受講特典>

- ①研修修了者は「日本下水道事業団の参加資格申請書の技術者経歴書」に本研修を修了した旨を明記することが可能となります。
- ②本研修の受講は、日本下水道事業団が発注する総合評価方式による入札において、評価項目「配置予定技術者の継続教育(CPDS)単位の取得」の評価の加算要素となります。

Q1

加点の対象となる「総合評価方式」を教えてください。

A1

- ・工事種別は、全ての工事種別が対象となります。
- ・加点の対象となる総合評価方式は、大規模調達契約未満の「技術力審査型」、「施工計画審査型」及び「技術提案審査型」になります。

Q2

加点対象になるための研修修了時期の条件を教えてください。

A2

- ・本工事現場に配置予定の主任（監理または特例監理）技術者（以下、「配置予定技術者」という。）が、本工事の競争参加資格確認申請書の提出期限（事前審査）の日、または競争参加申請書の提出期限（自己評価型：事後審査）の日から、過去1年以内に本研修を修了したものを有効とし、そのことが確認できる「修了書」により評価します。

Q3

研修修了日が条件を満たす間は、複数の工事に対して加点を申請することは可能でしょうか。

A3

- ・配置予定技術者として配置される場合には、複数の工事に対して加点の申請を行うことが可能です。
- ・申請時に配置予定技術者が特定できない場合は、3名を限度として複数の技術者を申請できます。その場合、評価対象となる技術者は、「技術者の施工能力等に関する評価項目」に係る「評価点の合計値」が最も低い者となります。なお、申請するすべての配置予定技術者は、競争参加資格の要件を満たしていることが必要であることにご注意ください。

表 配置予定技術者として、複数の工事に対して加点の申請を行うことができる事例

		令和 7 年				～	令和 8 年度							
研修修了者特典の有効期限		～5 月 25 日												
1.工事 A														
1)競争参加資格確認申請書の提出期間		5 月 20 日												
2)主任(監理)技術者の配置予定期間							8 月～11 月							
2.工事 B														
1)競争参加資格確認申請書の提出期間		5 月 20 日												
2)主任(監理)技術者の配置予定期間											1 月～3 月			

Q4

「配置予定技術者の継続教育(CPDS)単位の取得」について、何点加点されるのでしょうか。

A4

- ・「配置予定技術者の継続教育(CPD)単位の取得」は、下表の評価基準及び評価点を設けて評価しています。

評価基準	評価点
下記①又は②のいずれかに該当 ①継続教育（CPD）の推奨単位以上を取得している。 ②継続教育（CPD）の推奨単位の 1/2 を超える単位を取得しており、かつ、当該工事種別の JS 品質確保研修を修了している。	1 点
下記①又は②のいずれかに該当 ①継続教育（CPD）の推奨単位の 1/2 を超える単位を取得している。 ②当該工事種別の JS 品質確保研修を修了している。	0.5 点
上記に該当しない場合。	0 点

Q5

実際に加点されたことの確認はどのようにすればよいでしょうか。

A5

- ・JS ホームページ「入札・契約情報検索サイト」の「入札結果」より、該当する工事の「加算点内訳表」で確認することができます。